



こんな土地、見たことありませんか？



突然ですが、左の写真はなんだと思いますか？？

実はこれ、沼田市内にある耕作放棄された農地です。草木が繁茂しており、境界線もわかりにくくなってしまっています。このように耕作されていない農地を「耕作放棄地」と言い、今後も耕作される見込みがないと判断された農地を「遊休農地」と言います。沼田市では、そういった農地が増加してきています。今回は、そういった農地が及ぼす「影響」と「対策方法」について説明します。

○荒れた農地が及ぼす影響とは？

- ①病虫害や鳥獣害が発生する、、、雑草が繁茂することで、虫や獣の隠れ場所・住処となります。
- ②不法投棄が増える、、、ゴミを捨ててもばれにくいことから、不法投棄されやすくなります。
- ③水不足や水害の原因となる、、、用排水施設の管理を困難にし、保水力や排水力が衰えます。
- ④防災機能の低下、、、農地は、洪水を防いだり、火災の延焼を食い止めたりする防災機能も担っていますが、耕作放棄地になるとその機能が低下します。
- ⑤生活環境の悪化、、、景観の悪化や、害虫・害獣の増加による生活環境の悪化が懸念されます。
- ⑥耕作放棄地の増加は、、、食料の生産量を減らし、食料自給率の低下につながります。

これらの影響には「荒れている農地のみで被害がとどまらない」という共通点があります。必ず、その周辺の農地にも影響を及ぼします。また、火災や獣害など人の命に関わる被害を大きくさせてしまいます。不法投棄により環境的・衛生的な問題が発生すれば、地域の景観や印象を損ねてしまう可能性もあります。

○私たちにできる対策方法！

- ①定期的に草刈り等を行う、、、農地は荒れてしまったから手入れをする方が、時間もお金もかかってしまいます。定期的に管理を行うことで、手間等を最小限に抑えることができます。
- ②農地の貸し借りをを行う、、、地区担当の農業委員・推進委員等に調査を依頼し、代わりに耕作してくれる人を探すという取り組みを行っています。
- ③農地の場所は把握しておく、、、自身が所有している農地の位置を把握しておく、代わりに耕作する方が見つけやすくなります。「eMAFF農地ナビ」等をご利用ください。
- ④農地バンクを利用する、、、「農地中間管理機構(農地バンク)」を利用し、農地の貸し借りを円滑に行いましょう。→詳細は次のページへ

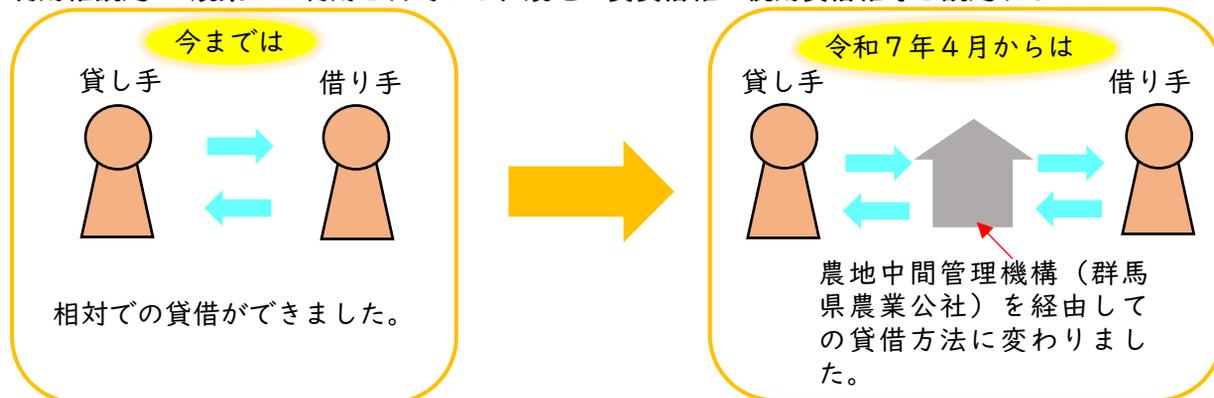
農地は所有者が管理することが大前提です。中には、貸し借りを行っていて耕作者が適正に管理していないケースもあります。その場合は、所有者と耕作者が話し合いを行い、お互いが心地よく農地を利用してもらうようにしましょう。「農地の管理が困難だ」という方や「荒れている農地があり、被害が出ている」という方は、農業委員会までご相談ください。



【 地域計画策定後、農地の貸借の方法が変わりました！ 】

令和7年4月から農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定による農地の貸し借りが農地中間管理機構（群馬県農業公社）を経由した方法に一本化され、「利用権設定」による相対での農地の貸借はできなくなりました（農地法第3条許可申請は除く）。

※利用権設定・・・農業上の利用を目的とし、農地の賃貸借権・使用貸借権等を設定すること



○提出する書類

★貸し手側の手続き

- ・様式3号 中間管理権設定関係【貸し手→群馬県農業公社】
- ・後継人等登記事項証明書（選任通知書）の写し ←貸し手に後継人がいる場合
- ・相続関係図または戸籍標本の写し ←貸し手が相続人代表等の場合
- ・口座振込依頼書 ←中間管理事業を新規で利用する方のみ
- ・物納依頼申出書（出し手） ←物納や現金直接支払いを希望する場合に必要

☆借り手側の手続き

- ・様式3号 中間管理権設定関係【群馬県農業公社→借り手】
- ・農業経営の状況 ←様式3号内に記入欄有り（法人は別紙）
- ・定款 ←中間管理事業を新規で利用する法人のみ
- ・口座振替依頼書 ←中間管理事業を新規で利用する方のみ
- ・物納依頼申出書（受け手） ←物納や現金直接支払いを希望する場合に必要

↓↓貸し手用書類

↑↑借り手用書類

～メリット～

○貸し手

- ・貸し付ける相手が公的機関のため、安心して貸借できる
- ・賃料が機構から確実に振り込まれる
- ・貸借期間満了後、確実に農地が返却される（継続も可）
- ・要件を満たせば機構集積協力金の交付対象になる（詳細は関係機関にお問い合わせください）

～メリット～

○借り手

- ・長期的に農地を貸借できる
- ・複数の貸し手から農地を借りる場合は、賃料の支払い事務などを機構が行う
- 借り手から公社が賃料を引き落とし、貸し手に振り込むという形をとっています。それぞれの手数料は公社がもつためかかりません。借り手は残高の管理のみを行ってください。※残高不足により、必要金額を振り込む場合は振込手数料を自己負担していただきます。

契約期間は、最短でも5年以上で契約となります。

沼田市では、貸借権設定を行う日を、6月25日と12月25日としました。つきましては、貸借をされる方は、3月25日（6月設定の場合）と9月25日（12月設定の場合）までに農業委員や各地区の農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へご連絡ください。

必要書類については、ホームページでダウンロードしていただくか窓口でお渡しいたします。

(TEL0278-23-2111 (内線) 5018/5019)

～農業委員会 リレートーク～

リレートーク 8人目は、高井人士さんです。
利根町追貝で大根を栽培をしています。

農業委員 1期目としてお世話になっております。
先輩委員や事務局の方々に、色々教えてもらいながら委員活動をしています。
就農してから37年が経ちました。主に大根を栽培し、わずかにほうれん草も栽培しています。毎年6月に出荷が始まり、11月中旬に出荷を終了しています。
4人ほどの少人数で営農していますが、忙しい時はパートの人などにも、手伝ってもらっています。
父から農業を学び、周りの方からも農業を学び、毎年新しい事の発見です。
消費者の喜ぶ顔が見たく日々努力をしています。
近年では、気温差も著しく、野菜の栽培も大変難しくなっていますが、思いどおりの物ができた時の喜びは最高です！！



高井委員のトラクター
かっこいい～🌟



畑には大根が並んでいる



農業まつりでは、
即完売となる人気商品！

春山明子の野生動物被害対策コラム 「⑨捕獲成功の鍵は被害防除」

こんにちは。私は野生動物による被害対策の仕事をしている株式会社群馬野生動物事務所の春山明子です。農業被害が発生すると、まず聞かれるのは「捕獲して欲しい」という声です。「捕獲＝被害がなくなる」と簡単なイメージをされやすいですが、クマやサルを捕獲する道具として使用される「檻（おり）」での捕獲では、檻を設置するだけでは不十分であり、皆さんの『被害防除』が捕獲成功の鍵を握っています。

今回は、2つの事例から、捕獲と被害防除の関係を紹介します。

1つ目は、沼田市内の観光果樹園での事例です。観光果樹園がクマの被害に遭ったため、人身事故を防止するために市役所と実施隊が檻を設置しました。しかしクマは、その後も果樹園に繰り返し出没し、果実だけでなく、枝を折るなど被害が発生し続けました。怪しい檻の餌よりも、手軽に食べられる果樹を選択するのは当然のことです。この果樹園は、被害防除をほとんど行っていなかったため、弊社は園主の許可を取り、畑の周囲に電気柵を設置しました。すると、檻にクマが入り捕獲されました。畑に入ることができなくなったクマは、檻の餌を食べるしかなかったのです。

2つ目は、住宅地近くのトウモロコシ畑に、クマが繰り返し出没した事例です。市役所と実施隊がすぐに檻を設置しましたが、クマは檻の餌には見向きもせず、畑のトウモロコシを食べ続けました。畑の持ち主に電気柵の設置を勧めましたが実現せず、結局、捕獲はできず、翌年も同じ畑に出没し被害が繰り返されました。

檻を使用した捕獲は、**檻の中の餌に動物を誘引しなければならない**ため、周囲で餌となる農作物が自由に食べられる状況では、捕獲が成功しません。そのため、捕獲をする場合は、**事前に被害防除対策を行きましょう。**

これからの時期は、リンゴやカキやサツマイモなど、野生動物が好む農作物が多く実ります。被害発生時は、市役所に連絡をするとともに、自らができる被害防除について考えていただくと捕獲の成功につながりますので、ご協力をお願いいたします。

全体会議を開きました！



8月20日(水)にテラス沼田 防災会議室で、「沼田市農業委員会農業委員・推進委員全体会議」を開催いたしました。この会議では、沼田市の農業委員／農用地利用最適化推進委員がタブレットの操作方法や農地の新しい貸借方法・今後の調査等について学びました。今後は、農地パトロール(農地利用状況調査)や終期を迎える農地の貸借設定についての調査が始まります。

第24期目の農業委員・推進委員の任期が、残り1年をきりました。まだまだ農業や農地の課題はありますが、一つずつ解決につなげていけるよう努力してまいります！



農業委員会からのお知らせ

①農地パトロールの実施について

沼田市農業委員会では、毎年8月～10月にかけて、農地パトロール(利用状況調査)を行っています。これは、地域の農地利用の確認・遊休農地の実態把握・違反店用の発生防止/早期発見などを調査し、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的としています。

地区担当の農地利用最適化推進委員が調査を行います。スムーズな調査が行えるよう、ご協力をお願いいたします。

実施期間：8月末～10月末まで

その他、お問い合わせ等がありましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

農業振興係からのお知らせ

令和7年度ぬまたブランド農産物を募集します！



沼田市産農産物の消費拡大とイメージ向上、ブランドの確立を図るため、安心・安全で美味しい選りすぐりの農産物とその加工品をぬまたブランド農産物として認証します。

認証商品は市ブランド認定品とし、類似品や他産地との差別化が図れるなど、さまざまなメリットが受けられます。

○募集期間

令和7年6月2日(月)～令和7年10月31日(金)

○申請方法

10月31日(金)までに、市ホームページ添付の申請書に必要事項を記入し、ぬまたブランド農産物認証委員会 事務局(農林課農業振興係)へ

詳細は沼田市ホームページをご覧ください。

ぬまたブランドの詳細はこちら



グッと沼田そだちHP



認証者紹介ページ
「Farmer's Voice」

編集後記

こんにちは！農縁だよりの作成をしている石坂です！

「暑すぎる！」最近はこの言葉ばかり発してしまいます。。。家族や職場の人との会話も「今日も暑いね～」ばかりです。そんな現在夏バテ中の私を救ってくれたのは、夏野菜でした。先日実家から、ナス・キュウリ・ピーマン・ジャガイモ・トウモロコシが届きました。

生でかじってみたり、焼いてみたり、蒸してみたり。全部美味しくくて、夏バテにもかかわらずパクパクと食べられました。その上、食べ過ぎの罪悪感もなし！

暑い中で作業をしてくれた農家さんの姿を思うと、感謝の気持ちで胸もお腹もいっぱいになります。いつもありがとうございます。熱中症等には十分に気をつけましょう！ 石坂 万陽

